

法務省矯総訓第5号

矯正管区長  
矯正施設の長  
矯正研修所長

矯正緊急報告規則を次のように定める。

令和6年3月29日

法務大臣 小泉龍司  
(公印省略)

矯正緊急報告規則

(趣旨)

第1条 矯正管区長及び矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）の長の行う緊急報告は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(報告先)

第2条 この規則による報告は、別添緊急報告一覧に定めるところにより行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 矯正緊急報告規程（平成8年法務省矯総訓第516号大臣訓令）は、廃止する。

## 別添 緊急報告一覧

### 摘要

- 1 報告者は報告を要する事実を知ったときは、電話、電子メール等により直ちに第一報を行うものとする
- 2 報告様式（書面等）による報告は、事態の推移に応じ、速やかに行うものとする。
- 3 緊急報告一覧中追報告について定めのある報告以外の報告についても、緊急報告後の事態の推移に応じ、その都度判明した顕著な事項及び執った措置並びにてん末を適宜報告するものとする。

緊急報告一覧

項目	報告事項	報告者	報告先	報告様式
<p>1 非常事態等 事案速報、追 報</p>	<p>矯正施設において発生した次の各号に掲げる非常事態（矯正施設における暴動、逃走、天災事変等の保安上緊急の措置を要する事態が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。）等の事案の発生時の内容及び応急措置（速報）並びに事態の推移に応じ、その都度判明した事項及び措置（追報）に加え、矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令）に基づく特別機動警備隊、管区機動警備隊、施設警備隊、矯正管区等の職員又は矯正研修所職員等の派遣の必要の有無及びその理由等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震、風水害その他の天災事変</li> <li>2 騒乱、暴動及び集団就業拒否</li> <li>3 逃走 既遂のほか、未遂であっても、居室等を破壊し又は暴力を用いての逃走等事案が重大なもの及び法廷又は列車からの逃走等社会の耳目をひくようなもの</li> <li>4 被収容者身柄の奪取（未遂も含む。）</li> <li>5 変死及び自傷 被収容者の自殺、作業上若しくは職業補導上の事故死、食中毒死その他の自然死以外の死亡又は特異な自傷</li> <li>6 保護室収容中の死亡等             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護室収容中及び中止後おおむね1週間以内に被収容者が死亡したとき</li> <li>(2) 保護室収容中に被収容者の容態が急変し、1週間以内に病院移送したとき</li> </ol> </li> </ol>	<p>矯正施設長</p>	<p>矯正局長 矯正管 区長</p>	<p>第1号</p>

	<p>7 殺傷</p> <p>(1) 被収容者による被収容者に対する殺人、殺人未遂又は傷害（傷害については、その程度が全治1か月以上のもの又は悪質なもの。）</p> <p>(2) 被収容者による職員に対する殺人、殺人未遂又は傷害（傷害については、その程度が全治2週間以上のもの又は悪質なもの。）</p> <p>8 制止等の措置による負傷</p> <p>職員の制止等の措置による被収容者の負傷（負傷の程度が全治2週間以上のもの。）</p> <p>9 火災</p> <p>10 施設に対する破壊活動</p> <p>11 施設収容区域への侵入</p> <p>12 危険物の不正差入れ及び投入</p> <p>13 違法収容及び過誤釈放</p> <p>14 小型武器を使用した場合（射撃訓練の場合は除く。）及び小型武器の暴発、紛失等の事故があったとき</p> <p>15 職員又はその家族が職員の職務執行に関連すると思料される理由により、出所者（出院者及び退所者を含む。）等から傷害、暴行、脅迫等を受けた場合、その状況</p> <p>16 その他事案の内容からみて直ちに報告することが適当と認められるもの</p>			
2 非常事態派遣速報、非常事態派遣等活動状況報告	矯正施設警備救援規程に基づき、矯正施設に対し、管区機動警備隊、施設警備隊、災害救援隊、矯正管区等の職員又は矯正研修所職員等を派遣した場合、その概要（速報）及び動員後の活動等状況（活動等報告）	矯正管 区長	矯正局 長	第2号 第3号
3 刑務作業災	刑務作業により、障害手当金等を支給	刑事施	矯正局	第4号

害速報	する可能性がある災害が発生した場合、その状況	設長	長 矯正管 区長	
4 傷病発生報告	少年院の在院者が、矯正教育を受けるに関連して全治2週間以上の負傷をし、又は病気にかかった場合、その状況	少年院 長	矯正局 長 矯正管 区長	第5号
5 感染症患者発生速報、感染症患者発生追報	矯正施設において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（結核を除く。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合、その概要（速報）及び感染症に関する状況の推移に応じ、その後の重要な経過並びにてん末（ただし、五類感染症については、直ちに報告することが適当と認められる患者が発生した場合に限る。）	矯正施 設長	矯正局 長 矯正管 区長	第6号 第7号
6 集団中毒発生速報	被収容者が集団的に食物、薬物等によって、中毒（急性中毒又は慢性中毒であって、その症状が著しいものをいう。）にかかった状況	矯正施 設長	矯正局 長 矯正管 区長	第8号
7 死刑執行速報	死刑を執行した場合、その状況	刑事施 設長	矯正局 長 矯正管 区長	第9号